

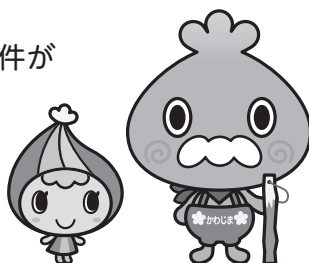
農業委員会だより



「はさがけ」

昭和50年代の稲刈り後の水田では、良く見られた風景でしたが、このごろはあまり見られなくなりました。天日や風などの自然の乾燥が進み、美味しいお米ができました。現在は、コンバインなどの大型機械で刈り取りを行い、カントリーエレベーターなどの共同乾燥施設や各農家の火力乾燥機で乾燥させることが主流になっています。

- 🍎 耕作放棄地の解消にご協力を
- 🍎 農業委員会業務のご案内
- 🍎 農地の貸し借りを応援します
- 🍎 空き家とセットで、農地の取得条件が緩和されました
- 🍎 知って得する農業者年金
- 🍎 農地に関する手続きについて
- 🍎 編集後記



川島町マスコットキャラクター
「かわみん」 「かわべえ」

第22号 令和元年10月25日発行

発行：川島町農業委員会
編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192
比企郡川島町大字下八ツ林870-1
電話：049 (299) 1760 (ダイヤルイン)

耕作放棄地の解消にご協力を

農業委員会では、耕作放棄地の解消に向けて、毎年農地パトロール（現地調査）を行っています。今年も7月下旬から8月上旬に、町内全域の農地を6日間にわたり調査しました。

耕作放棄地が与える影響

- ①耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原型を失うほど荒れてしまいます。
- ②耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響として、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障などが考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要件ともなっています。
- ③地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となるなどが考えられます。
- ④道路に隣接した耕作放棄地は、雑草等が通行車両の視界の妨げとなり、大きな事故につながる要因となります。また、歩道にはみ出た雑草は、歩行の妨げになります。



農業委員による調査の様子

耕作放棄地に対する指導

耕作放棄地の所有者等に対して、農業委員会が指導、勧告等を行います。また、今年度も、所有者等に対し農地の利用意向調査を行い、貸借希望等がある場合は、農業委員会ほか関係する機関で連携し、耕作放棄地の解消に努めています。

雑草の草刈り、耕うん等を自分で行えないかたは、下記の事業所でも請け負っています。

- 川島町シルバー人材センター 297-0822
- JA埼玉中央 株式会社アグリサービス 297-1808

農業委員会事務局

受付業務のご案内

利用集積

（農地の貸し借り）

農地の貸し借りをする場合、農地利用集積による利用権の設定が必要です。

毎年4月末、10月末までの年2回の受け付けとなりますので、期限までに提出をお願いします。新規に契約したいかたもお気軽にご相談ください。

農地改良

（農地の埋め立て）

農地を埋め立てて畑などにする場合、農地改良の届出が必要です。また、川島町環境保全条例に基づく事前協議が必要です。なお、1000㎡以上の農地改良は、県許可となります。※毎年、6月から9月までの期間は、農地改良はできません。

農地法第3条

（農地の売買）

農地を農地のまま「売買したかた」、「贈与したいかた」、また、「未登記で整理をしていない

いかた」等は、農地法第3条の許可申請が必要です。

※相続（所有者の死亡等）による登記の場合は、農業委員会の許可は不要となりますが、届出が必要です。

農地法第4条、5条

（農地の転用）

自己用の転用（農家住宅・倉庫等の建築）の場合は、農地法第4条の許可が必要です。

一方、転用を目的とした売買・貸借（一般住宅・資材置場等）の場合は、農地法第5条の許可が必要です。

※市街化区域の転用は、埼玉県農地法第5条の許可は不要となりますが、農業委員会への届出が必要です。

諸証明の発行

（農家証明・耕作証明）

各種申請で、農家証明・耕作証明を必要とするかたは、農業委員会が発行しています。必要なかたは、農業委員会窓口においでください。

農地の貸し借りを応援します！

農地バンク制度

農地バンク制度は、所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、借りたい人に紹介して、利用していただく制度です。

農地を貸したい人、借りたい人は、お気軽にご相談ください。

次のようなかたは登録をお勧めします。

- ①農地を借りて経営規模を拡大したい
- ②後継者不足などの理由により、経営規模を縮小したい
- ③高齢化などの理由により、耕作が困難になり、農地が遊休・荒廃化することが心配

■農地を貸したい人

◇貸付希望農地の登録⇒農業委員会窓口で「登録申請書」に必要な事項を記入し、提出してください。

登録有効期間は5年間です。

◇登録できる農地⇒所有者が管理できなくなった農地（山林化した農地は登録できません）。

◇賃借料など⇒貸付期間や賃借料は利用希望者と相談していただきます。

※登録した農地は、必ず借りたい人が見つかるわけではありません。ご了承ください。

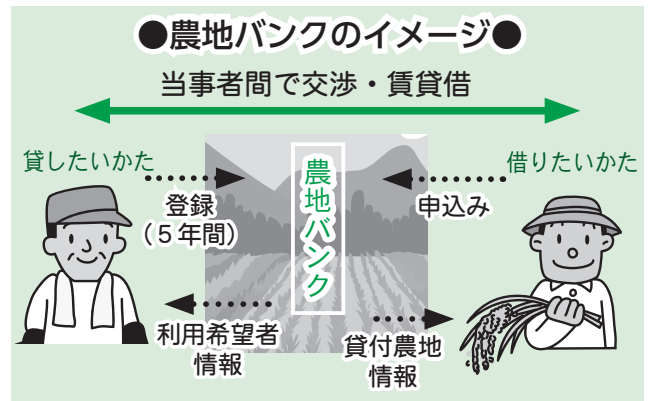
■農地を借りたい人

◇農家証明書の発行要件のある農業者・農業生産法

人・認定農業者など。

■その他

農地の貸し借りには、利用権設定の届出が必要です。



※申し込みにより、登録農地のリストをご覧いただけます。農業委員会事務局までお越しください。ご希望の農地が決定すると、事務局から所有者に連絡します。その後、双方で賃貸料などを相談していただきます。

空き家とセットで、農地の取得条件が緩和されました。

川島町農業委員会は平成30年1月1日より、空き家に附属した農地を空き家とともに取得する場合、農地法第3条による下限面積要件を1アールまで引き下げました。

町としては、売買や賃貸が難しい空き家に附属した農地について、下限面積を引き下げること、遊休農地解消にも寄与し、町外からの新規就農の移住促進につながることを期待しています。

Q 1. どのような農地でも対象になりますか

A. 川島町の空き家バンクに登録された空き家に附属した農地であることが条件です。川島町内の全ての農地に適用されるものではありません。

Q 2. 下限面積とは何ですか

A. 農地の所有権等の権利取得にあたり、権利取得者が必要な最低限の耕作面積を下限面積といいます。

Q 3. 農地は誰でも取得はできないのですか

A. 現在の農地法では、農地の所有権を取得する場合、原則として50アール(5千㎡)以上耕作を行っていることや、年間150日程度農業に従事していることなどの条件があります。しかしこの制度では、50アール以上の耕作条件が1アール(100㎡)まで引き下げられます。

Q 4. 空き家バンクへの登録はどこでするのですか

A. 川島町役場庁舎内の、農政産業課の窓口にて受付等行っています。

手続きフロー図

- 1 空き家バンク登録申込書を農政産業課へ提出
- 2 『空き家に附属した農地指定申出書』を農業委員会に提出(農地所有者)
- 3 農業委員会定例会において、適用する農地か否かの判断をし、告示(農業委員会)
- 4 農地所有者へ判定結果の通知
- 5 空き家の売買・賃貸の契約を締結(農地所有者+農地取得・借受希望者)
- 6 農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出(農地所有者+農地取得・借受希望者)
- 7 農業委員会定例会において、審議し許可書発行

※制度の詳細については、川島町農業委員会の窓口にてお問い合わせください。



農業従事者なら誰でも加入できます

知って得する！ 農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**がおすすめです。しっかり積み立て、がっちりサポート。安心して豊かな老後を！

● 農業者年金とは

農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の老後の安定を図ることなどを目的とした制度で、国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

● 加入要件

国民年金の※第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満のかた。

※国民年金に加入し、厚生年金、共済に未加入の者。

又は、厚生年金、共済に加入する者に扶養されていない者。

● 特徴

積立方式で安心した財政運営です。年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

● 受給額例（運用利回り2.5%の場合）

加入時年齢	納付期間	月額保険料	保険料総額	男 性		女 性	
				年金月額	平均余命までの受取額	年金月額	平均余命までの受取額
30 歳	30 年	3 万円	1,080 万円	6.3 万円	1,620 万円	5.3 万円	1,705 万円

※この試算は、65歳までの運用利回りを2.5%、65歳の年金裁定時の予定利率を0.20%とした場合の通常加入の年金額の試算です。

● 80歳までの保証がついた終身年金です

仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずの相当額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

● 保険料

保険料は、月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて千円単位で自由に選択できます。

● 税制面でも大きな優遇

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。さらに、お受け取りになる農業者年金は、公的年金控除の対象となります。

● 農地に関する手続きについて ●

○ 農地の「売買」「転用」「賃借」など、権利移転には農業委員会の許可等が必要です。

申請者の受付締切りは、毎月10日です。（10日が土、日曜日の場合は翌月曜日）

農業委員会では、原則として毎月25日に定例会議を開催し、農地の移転や転用、農用地利用集積計画等を審議しています。

○ 主な申請書類は農業委員会事務局に備え付けのほか、「川島町ホームページ」から入手することができます。

川島町ホームページ

川島町 申請書

検索

川島町農業委員会事務局 TEL 049-299-1760

編集後記

今年の水稻の作況指数は、全国平均で平年並みの「101」との予想がされています。しかし、台風が直撃した九州地方や千葉県では、やや不良の「93」「98」という状況であります。原因としては、先に述べた台風の影響のほか、お盆時期の日照不足が考えられています。同じ地域でも「8俵」収穫できた農家もいれば、逆に「5俵」という農家もあり、反収に差が生じているようです。

少子高齢化が加速度的に進む現状では、米の消費量は減少していく状況であり、生産農家としては、頭を悩ます事案が多い状況であると思われます。

町の基幹産業である「農業」を衰退させず、後世に引き継いでいくためには、後継者の育成はもとより、荒廃農地の再生なども命題として位置づけし、あるべき姿の川島町を具現化していくため、様々な案件に対応し、一つひとつ乗り越えていく必要があると思います。ぜひ、皆様のお力添えをいただくとお願い申し上げます。

（小久保 彰）

編集委員長 小久保 彰
副編集委員長 松本 智
編集委員 神田 利基
嶋村 薫
矢内 悦子
道祖土美登
利根川洋治
小島 麻寿

相談役

小島 麻寿